

第3回 こどもの権利推進 リーダー会議

日時：2026年6月12日（金）

会場：文京シビックセンター区民会議室C

意見を言う意味・意義 について



意見表明の事例 (小学生が行った陳情の例)

【背景】

小学生が放課後にサッカーをしていて遊んでいた公園が、新たに建設する工事の影響で遊べるスペースが減少するため、危険性を考慮してボールが使用禁止になった。

自分たちで他に遊べる場所を探すが…

- 広くて芝生のある公園はあるが、午後4時半で閉まってしまう
- 廃校になった別の小学校のグラウンドは曜日限定で開放されているが団体予約でいっぱいである
- 野球グラウンドは団体の予約で9割埋まっている上に、大人の付き添いが必要

見つけられず

議会への「陳情」を実施(陳情書を提出)

- 公園の利用を午後4時半から午後5時半まで延長を
- 廃校になった校庭の平時利用を可能にしてほしい
- 野球グラウンドを一般開放してほしい

議会における「陳情」の協議結果

- 公園の利用を春から秋の間は午後5時半まで延長
- 廃校の校庭は毎週水曜日を利用可能日に

「わがまま」との違い

視点	意見表明	わがまま
目的	相互理解、より良い解決策の模索	自分の欲求を通す
伝え方	誠実・率直・論理的	感情的・攻撃的
状況の捉え方	客観的な事実と感情を区別	自分の感情・欲求を優先
対立時の対応	代替案を一緒に考える	否定を拒絶し妥協しない

ポイント

相手の状況も理解しながら、納得できる着地点(合意形成)を探すプロセスが重要



子どもの意見表明権の 位置づけ



1 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

世界中のすべての子どもたちが持つ人権(権利)を定めた条約(1989年に国連で採択)で、日本では1994年に批准。

【子どもの権利条約4つの原則】

- ① 差別の禁止 (差別のないこと)
- ② こどもの最善の利益 (子どもにとって最も善いこと)
- ③ 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)
- ④ **子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)**

2 文京区こどもの権利に関する条例(令和8年4月施行)

(基本理念)

第三条 こどもの権利は、次に掲げる考え方を基本理念として、保障されなければなりません。

- 三 **全てのこどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、こどもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。**

なぜ意見表明権が大事か

○ 他の3つの権利(差別の禁止、最善の利益、命が守られること)を守るために必要不可欠なものであるため。

意見の表明って何？

「自分の人生の主人公」 でいるための権利

自分の人生の主人公として、自分に関わることを自分で考え、意見を言い、大人にも聴いてもらう『意見表明権』が大切。

なぜなら…

こどもの声を尊重することは、より公正で民主的な社会を創るための根幹であるため。

意見表明権を大切にする意義

○ 自分自身を守る

社会の仕組みに疑問を持ったとき、意見を言うことで理不尽な扱いから自分自身を守れる。

○ 自分らしく生きる

自分の考えを表現することは、自分が「どう生きたいか」を実現するための第一歩。

○ 社会を変える

リアルな声が、より良い社会を創るきっかけになる。

意見表明権の根幹の考え

“Nothing about us
without us”

「私たちのことを、
私たち抜きで決めないで」

まとめ

○ 自分自身が「権利の主体」である

自分の意見を持ち、考え、行動し、この社会を形作る力を持った「権利の主体」である

○ 声を上げることは権利である

家庭や学校、地域のルールなど、「こうしたい」という声を上げてみる

○ 相手の状況を尊重する

相手の状況も理解しながら、納得できる着地点(合意形成)を探す